総合計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略等 策定に関する体制図

市民等

（諮問機関）

◎行政計画審議会

市長の諮問に応じ、行政計画の策定、改訂及び実施並びに行政計画に関連する施策に関し、必要な調査、審議及び検証を行う。

委員：３０名以内

（市民参画）

・市民アンケート
・パブリックコメント
・広報紙、ＨＰ等による提案募集
・中学生と市長との意見交換会「ドリームトーク」

など

庁　内

諮問

答申

市　長

方針

素案

◎行政計画策定委員会

市長の命を受けた審議事項について調査研究を行う。

（審議事項）
(1) 市の基本方針、基本計画に関すること
(2) 市の行政機構並びに行政事務の改善に関すること
(3) その他、市の行政に関する重要な事項

委員長　：　副市長
副委員長　：　企画課長
委　員　：　全所属長

意見提案

連携

◎地方創生検討プロジェクト委員会

次に掲げる事項について、調査・検討を行う。

(1) 地方創生に関する情報の収集と全庁的な情報共有に関する事項
(2) 地方創生に関する南国市の施策の検討と国への提案に関する事項
(3) その他地方創生に関し必要な事項

委員長　：　企画課長
委　員　：　関係課長

（総務課、長寿支援課、保健福祉センター、農林水産課、商工観光課、建設課、都市整備課、福祉事務所、幼保支援課）

（職員の参画）

関係各課
・資料提供
・職員提案

（事務局）

企画課
企画調整係

議　会

提案又は報告

議決又は意見

市議会